

平成22年度「福祉用具実用化開発費助成金」  
に係る助成事業者の募集について  
(公募要領)

平成22年1月

NEDO 機械システム技術開発部

**【ご注意】**

本事業への申請は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による申請と、NEDOへの申請書類（提出書類一式及び電子ファイル）の提出が必要です。当該システムの使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。

※e-Radによる申請手続きを行わないと本事業への申請ができませんので、充分留意下さい。

## 平成22年度「福祉用具実用化開発費助成金」に係る助成事業者の募集について

平成22年1月5日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)では、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」(平成5年5月6日法律第38号。以下「福祉用具法」という)に基づき、福祉用具を開発する事業者を対象として「福祉用具実用化開発費助成金」を交付し、福祉用具の実用化開発を推進しています。平成22年度の「福祉用具実用化開発費助成金」に係る助成事業者につきまして、このたび、次のとおり募集を行います。

### 1. 背景

高齢社会の急速な進展に伴い、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある高齢者や心身障害者の自立を促進し、また、これらの者の介護者の負担の軽減を実現する福祉用具の開発が強く求められている。このような背景のもと、平成5年に制定された福祉用具法において本助成事業が規定されている。

さらに、第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)においても、子どもから高齢者まで、誰もが生涯元気に暮らせる社会を実現することが科学技術政策の目標に位置付けられており、福祉用具の研究開発の重要性はますます増しているところである。

福祉用具は、高齢者や障害者がユーザーであり、使用用途や身体の障害度合いが人によって異なるなどの理由により個別用具毎のマーケットが小さく多品種少量生産となっている。このため、事業者にとっては総コストに占める開発コストの比率が高くなり、企業活動に伴うリスクの中で開発時のリスクが大きなウェイトを占めている。また、福祉用具メーカーの多くは中小企業であり、経営基盤が脆弱な中で技術開発への投資が大きな負担となっている。したがって、福祉用具の実用化を促進するためには、企業活動に伴うリスクの中で大きなウェイトを占める開発時のリスクを軽減することができる補助金での支援が必要である。

### 2. 目的

この助成金は、福祉用具法に基づき、福祉用具の開発を行って高齢者や障害者等の自立や社会参画、介護者の負担軽減を図ることを目的としています(いわゆる医療機器は対象としていません)。

なお、助成事業の対象としては共用品も含まれています。

### 3. 事業内容

#### (1) 助成対象事業

以下の要件を満たす事業とします。

- 1) 研究開発の対象となる機器が「福祉用具」であること、全く同一の機能、形態の製品が存在しないという新規性、技術開発要素を持っていること。(フィッティング、標準化を念頭に置いた福祉用具の開発を含む。)

- 2) その事業が、利用者ニーズに適合し、研究開発要素を有する、あるいは研究開発を行った製品の実証試験を必要とする等、の目的に適合するものであること。
- 3) その福祉用具の実用化開発により、介護支援、自立支援、社会参加支援、身体機能代替の向上等具体的な効用が期待され、かつ一定規模の市場が見込まれ、更にユーザーから見て経済性に優れているものであること。
- 4) その事業が、他の補助金、助成金の交付を受けていないこと。

なお、実施にあたっては、以下の対象分野を重点とします。ただし、以下の分野以外のものを排除するものではありません。

①「少し不自由な高齢者」を対象とした福祉用具の研究開発

今後、急増が予想される「少し不自由な高齢者」（要支援及び要介護度1の人のことをいう）の身体機能の維持、要介護状態の予防、自立支援対策等に役立つ福祉用具の開発。

②高齢者及び障害者のQOL向上を目指した福祉用具の研究開発

高齢者や障害者にとって日常生活動作がより円滑になったり、就労が可能になったりするなど生活の質の向上（QOL）に資する福祉用具の開発。

③高齢者及び障害者の社会参加を支える福祉用具の開発

急速な高齢社会の進展に伴い、バリアフリーの推進など高齢者や障害者の積極的な社会参加（ノーマライゼーション）を支援し、豊かさを実感できる社会の実現に資する福祉用具の開発。

(2) 助成対象事業者

次の1)に該当した上で、次の2)及び3)の要件を満たすものとします。

- 1) 福祉用具の実用化開発を行おうとする民間企業等
- 2) 福祉用具関連市場、技術分野等に十分な知見を有し、その実用化開発を行う能力及び研究体制を整備していること、かつ福祉用具の研究開発に意欲的であること。
- 3) その事業者の経理が明確になっており、経営の安定性が確保されていること。

(3) 助成対象となる事業の条件

- 1) 助成金の交付にあたっては、当該事業が次の全ての条件を満たしており、かつ実用化を前提にした開発を行うものであることが必要です。

- ①概念設計や基礎的な研究を終えている等、研究開発の方向性が確立したもの。
- ②この助成金による研究開発の実施により、実用化する目途を有すること。
- ③試作品によるテストを行う等、実用化のための評価も含んでいること。

## 2) 審査項目

審査にあたっては、次の項目にて行います。

- ①助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ②助成事業を的確に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- ③助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ④研究開発の成果の企業化又は普及の促進を行いうる能力を有すること。
- ⑤開発する福祉用具が、利用者のニーズに適合すること。
- ⑥開発する福祉用具と全く同一の機能・形態の製品が存在せず、技術的な新規性、研究開発要素を有すること。
- ⑦病院や福祉施設等で実証試験を行える体制を有していること。
- ⑧医療関係や福祉関係の専門家等の指導や助言が受けられる体制にあること。

さらに、本年度については、以下の項目に関連する提案については、審査の際に重視いたします。

- 要介護者の社会参加及び労働力化を促す福祉用具の研究開発であること。
- 老老介護等、介護者を支援する福祉用具の研究開発であること。
- 開発効果（介護サービスの生産性向上等）が明示された研究開発であること。
- 介護事業者との共同開発、海外事業者、レンタル業者、医療機関等との共同開発であること。

(4) 助成対象費用

助成の対象となる費用は、福祉用具の実用化開発に必要な費用のうち、機械装置等費、労務費、その他経費、委託費・共同研究費の範囲です。また、各費目ごとの内容は、次のとおりです。

費目	細目
I. 機械装置等費	1. 土木・建築工事費 プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。 2. 機械装置等製作・購入費 助成事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入、又は借用に要する経費。 3. 保守・改造修理費 プラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費。
II. 労務費	1. 研究員費 助成事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。 2. 補助員費 助成事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費（但し、上記1.研究員費に含まれるものを除く）。
III. その他経費	1. 消耗品費 助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。 2. 旅費 ①助成事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費及び学会参加費。 ②研究者以外の者に、助成事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で旅費、滞在費、交通費及び学会参加費。 3. 外注費 助成事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費。 4. 諸経費 上記のほか、助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費。
IV. 委託費・共同研究費	1. 委託費・共同研究費 助成事業のうち、申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記IからIIIに定める項目に準じて行う。

(5) 助成率・助成額

1) 助成率は、助成対象費用の3分の2以内です。

2) 1件、全期間で3,000万円以内とします。

※但し、1年間における助成金額は1,000万円以内とします。

(6) 事業期間

事業期間は3年以内とします。

(7) その他

1) 開発した福祉用具を販売した場合は、助成は打ち切りとなります。

2) 助成金の交付額は、審査の結果により提案額から減額する場合があります。

3) 複数年の提案であっても、次年度以降の予算措置を前提とし、更に毎年度審査を行い、結果によっては次年度への継続が認められない場合もあります。

(8) 採択予算枠

約64百万円(継続分を含む)を予定しています。

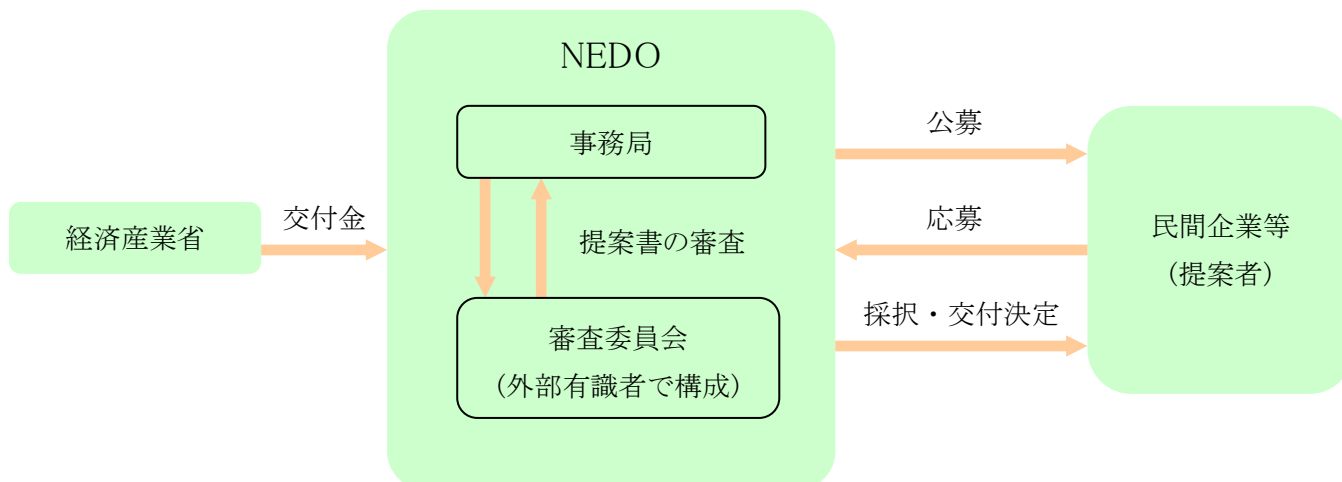
(注) 継続分とは、前年度までに採択された事業であって、平成22年度においても助成を継続する事業を言う。

本事業は平成22年度政府予算案を前提として公募を行うため、成立した予算の内容に応じて変更があり得ます。

(9) 採択予定件数

5～6件程度を予定しています。

#### 4. 事業スキーム図



#### 5. 実施方法

##### (1) 事業の公募について

公募に当たっては、経済産業公報及びNEDOホームページに掲載致します。

##### (2) 交付の決定について

###### 1) 審査

助成事業者の採択は、公募要領に合致する応募を対象にNEDOが設置する審査委員会(外部有識者で構成)で行います。審査委員会は、提案書の内容について審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる助成事業者を選定し、NEDOはその結果を踏まえて助成事業者を決定します。また、審査委員会に先立ち事前審査を外部の有識者及び介護、リハビリテーション等の専門家により行います。

事前審査及び審査委員会は非公開で行われ、審査の経過に関するお問い合わせには応じられませんので、ご了承下さい。

なお、採択に先立ち、必要に応じてヒアリングを行います。対象となる事業者には通知を行います。

###### 2) 採択の通知

採択された事業については、NEDOから「採択通知」として提案者に通知します。不採択の場合も、審査結果及び不採択理由を添えてその旨を通知します。なお、通知の時期は、平成22年4月下旬を予定していますが、国の予算が成立していない場合は、この限りではありません。

不採択理由についてのそれ以上のお問い合わせには応じないこととしていますので、ご承知おき下さい。

##### (3) 助成事業の開始について

採択通知を行った事業者には、改めて助成金交付申請書をご提出頂きます。その申請に基づき交付決定通知が発行されて以後事業開始となります。

なお、事業期間が複数年度にまたがり、かつ、継続が認められた場合、2年度目以降は4月1日から開始できますが、国の予算が4月1日に成立していない場合は、この限りではありません。

##### (4) 助成事業の計画変更について

研究開発あるいは経理の担当者に変更になる場合には計画変更届、助成金の使途が変更になる場合は事

前に計画変更承認申請書を提出頂く必要があります。

(5) 助成事業の完了について

交付決定通知に記載された日(通常は交付決定の日を含むNEDOの事業年度(4月～翌年3月)の2月28日)。

(6) 実績報告及び額の確定について

遅くとも交付決定の日を含むNEDOの事業年度(4月～翌年3月)の2月28日までに実績報告書をご提出頂きます。

また、実績報告書に基づき検査を行い、助成額を確定します。

(7) 助成金の支払いについて

助成金の支払いは、年4回(5月、8月、11月、翌年2月)の概算払が可能です。

(8) 取得財産の管理等について

本事業により購入した機器・設備については、助成事業者の所有となりますが、管理義務が生じます。また、その機器・設備については、本研究開発以外の目的に使用する場合、事前に承認が必要となります。

また、本事業により特許等の知的所有権が発生した場合は、助成事業者に帰属します。

(9) プレス発表等について

採択された事業にあっては、提案者の氏名、助成事業の名称、助成事業の概要等を公表します(プレス発表及びNEDOホームページにて)。

年間スケジュール

平成22年 1月 5日	公募開始
2月26日	書類提出締め切り
4月中旬	ヒアリング(実施する場合)
5月 7日	この日までに採択案件をNEDOのホームページで公開
平成23年 3月下旬	確定検査(事業終了年度の場合)
4月上旬	年度末中間検査(複数年交付決定で次年度継続の場合)
5月頃	助成金支払い

6. 公募期間・書類提出先

(1) 提案書受付期間

提案書提出の期間は平成22年2月5日(金)から平成22年2月26日(金)(10:00～17:00)までとします(郵送・宅配便等、持参の場合共に、2月26日(金) 17:00までに必着のこと)。

期限までに着かなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効となります。また、押印忘れ等書類に不備等がある場合は審査対象となりませんので(その場合はその旨ご連絡致します)、よく注意して記入して下さい。

(2) 提出先

後述する「お問い合わせ先及び書類の提出先」を参照して下さい。



## 7. 秘密の保持

提出された申請書は、助成事業者の選定のみに使用します。評価者には守秘義務がありますが、申請者が申請書の一部について非公開の扱いを希望する場合は、該当する部分を「別紙」に明示ください。NEDOはその部分については評価者に開示しません。ただし、この場合、評価者の判断材料が不足するために評価が低くなるおそれがありますので、御注意ください。

取得した個人情報については、研究開発等実施体制の審査のために利用します。また、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

なお、e-Radに登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

## 8. 応募方法

府省共通研究開発管理システム（以下、e-Rad）に提案内容等を登録することが必要です。e-Radをご利用になるためには、所属の研究機関（企業、独立行政法人、大学等の法人）がe-Radに登録され、研究者本人の研究者番号を取得していることが必要です。登録方法及び研究者番号の取得方法については以下のページをご覧ください。

e-Radポータルサイト

<<http://www.e-rad.go.jp/>>

概略の手続きを以下のi.～v.に示します。

### i. 所属研究機関の登録とログインIDの取得

申請に当たっては、まず応募時までには研究代表者（主要研究員）の所属する研究機関（所属研究機関）がe-Radに登録されていることが必要となります。所属研究機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はe-Radポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を（事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて）行ってください。登録手続きに2週間以上かかる場合がありますので、余裕をもって行ってください。登録されると、ログイン用ID（11桁）、所属研究機関用ID（10桁）、パスワード及び電子証明が発行されます。詳細はe-Radポータルサイトの「システム利用に当たっての事前準備」を参照してください。

e-Radシステム利用に当たっての事前準備

<<http://www.e-Rad.go.jp/shozoku/system/index.html>>

### ii. 研究代表者（主要研究員）のログイン用ID（11桁）、申請用研究者番号（8桁）の取得

前記i.で登録した所属研究機関の事務代表者が、電子証明の格納されたPCを用いてログインし、研究代表者をe-Radに登録しログイン用ID（11桁）及び申請用研究者番号（8桁）、パスワードを取得します。詳細はe-Radの所属研究機関向け操作マニュアルを参照してくだ

さい。

所属研究機関用マニュアル(共通) 第1.20 版

<<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>>

iii. 公募要領ならびに申請様式のダウンロードと申請書の作成

e-Rad 上で、受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。(NEDOの公募ホームページからダウンロードが可能です。) 申請書類等を作成・準備します。

iv. 応募基本情報の入力と申請

e-Rad のポータルサイトへログインし、研究代表者(業務管理者)が公募件名に対する応募基本情報を入力し、申請します。e-Rad応募基本情報の詳細内容については、研究者用マニュアルを参照してください。

e-Radポータルサイトの研究者向けページ

<<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/index.html>>

研究者用マニュアル(共通) 第1.20 版

<<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>>

なお、e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度時間がかかるとのことです。提案を予定されている場合はお早めにご登録願います。

■e-Radへの研究機関登録に関するヘルプデスク

電話番号： 0120-066-877

受付時間： 午前9時30分～午後5時30分

土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く

(1) 助成金を希望する事業者は、

1) 提案書(様式第1、添付資料1～4及び別紙1)一式(正1部、その写し5部、提案書の電子データ1部※)

2) 直近過去3年間の決算書

をNEDO事務局(機械システム技術開発部)までご提出下さい。提出先については、後述する「お問い合わせ先及び書類の提出先」を参照して下さい。郵送・宅配便等でも受け付けます。

※提案書の電子データは、マイクロソフト社製ワード(Word2007以下)、エクセル(Excel2007以下)、一太郎(一太郎10以下)、リッチテキストファイル、PDFのいずれかにより作成したものを、フロッピー、CD-ROMのいずれかに収録した上でご提出下さい。

(2) なお、提案書受付の確認のため、FAXにて受付番号と受付日を御連絡致します。

(3) 提案書(様式第1、添付資料1～4、別紙1)及び記入上の注意事項は、NEDOホームページ

(<http://www.nedo.go.jp/>)お知らせの公募情報からダウンロードできます。この方法で入手できない方は、FAXにて、返信先の住所を記入し、NEDO事務局まで請求して下さい。

(4) 提出された提案書類、添付資料等は返却されません。

(5) 提出書類の記載例につきましては、「『提案書』記入上の注意」をご覧ください。

(6) 提案書作成に関する注意

- ・用紙のサイズはすべてA4版とし、提案書様式中の(別紙1)の「使用イメージ図」に写真を代用されるときは、写真現物を添付せず、A4版用紙にコピーしたものを使用して下さい。
- ・指定した様式以外のもの(製品パンフレット、会社案内等)は添付・同封しないで下さい。
- ・提案書(正本1部、写し5部)については、各一式を左上1箇所をホチキス止めして下さい。
- ・提案書の記入は、両面印刷でなく片面印刷として下さい。
- ・記入は日本語で行って下さい。

(7) 有限責任事業組合(LLP)による福祉用具実用化開発推進事業への応募については、採択決定後に別途書類を提出していただきます。詳細はお問い合わせ下さい。

## 9. 採択事業について

- (1) 助成期間終了後5年間、毎年販売状況及び販売があった場合の該当事業の収益状況を確認させていただきます。その結果一定額(事業毎に控除額を算定)以上の利益があった場合には、その利益の一部を収益納付して頂き、NEDOは国庫に返納します。
- (2) 採択された事業にあっては、NEDOは、助成終了後に1回の事後評価及び助成期間中に少なくとも1回の進捗状況確認を行います。
- (3) 研究活動の不正行為への対応

### ○公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1)及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2)に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ホームページ

<<http://www.meti.go.jp/press/20081203006/20081203006.html>>

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください：NEDOホームページ

<<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>>

#### a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 「不正な使用」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。

(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降2~5年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認

定した日から最大6年間の補助金交付等の停止の措置を行います。)

- iii. 「不正な受給」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。

(不正使用等指針に基づき、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降5年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大6年間の補助金交付等の停止の措置を行います。)

- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. 他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i~iii の措置を講じることがあります。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

## ○研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4)に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

- ※3. 研究不正指針についてはこちらをご参照ください： 経済産業省ホームページ

<<http://www.meti.go.jp/press/20071226002/20071226002.html>>

- ※4. 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください： NEDOホームページ

<<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>>

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
  - ii. 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
  - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)
  - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
  - v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

#### ONEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310

電話番号： 044-520-5131

FAX番号： 044-520-5133

電子メール： helpdesk-2@nedo.go.jp

ホームページ： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>>

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

## 10. その他

### (1) 中小企業技術革新制度(SBIR)による事業化支援について

本助成金は、『中小企業技術革新(SBIR)制度』において平成22年度予算も引き続き「特定補助金等」として指定される見込みのものであり、「特定補助金等」に指定された助成金等を交付された中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う際に、支援措置の特例等を受けることができます。

### (2) 圧縮記帳について

本助成金は、法人税法に基づく「国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」の対象となっています。

お問い合わせ先及び書類の提出先

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

機械システム技術開発部 齊藤、八木、菅

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー (19階)

電話:044-520-5240 FAX:044-520-5243

(電話でのお問合せは、平日の9:30～12:00及び13:00～18:00の間でお願いします)。

※持参の場合は、16階「総合受付」で受付を行い、受付の指示に従って下さい。